

卒業論文（制作）履修手続き

1. 履修手続

- (1) 「卒業論文（制作）・卒業論文（制作）指導演習」は、6学期以上在学した学生が7学期目以降の4月期に履修登録できる（通年科目）。

履修開始前の学期に手続きが必要な場合、履修開始時に上記条件が満たされるか確認すること。

所属学科・専修で執筆・作成する場合

- (2) 所属学科・専修で卒業論文（制作）を執筆・作成する場合は、学科・専修の指示に従って手続きを行うこと。

学科・専修	履修の手続き	履修登録方法
キリスト教学科 文学科 フランス文学専修 日本文学専修 教育学科	履修年度の4月に科目コード登録をする。	科目コード登録
文学科 英米文学専修	履修前年度の10月に「卒業論文指導申請」を行い、さらに履修開始前の4月に「卒業論文 履修登録票（4年次生）」を提出する。 詳細は英米文学専修の「履修上の注意」を参照すること。	「その他」登録
文学科 ドイツ文学専修	履修前年度の6～7月の卒業論文シンポジウムで「卒業論文（制作）執筆・作成希望届」を提出する。	
文学科 文芸・思想専修	履修前年度の1月に予備論文と履修希望届を提出する。	
史学科	履修前年度の秋学期末試験のレポート提出期間に卒業論文登録届を提出する。 詳細は史学科の「履修上の注意」を参照すること。	

- (3) また、履修開始時に上記（1）の条件が満たされるが手続きすべき学期に休学中であった場合、所属学科・専修の教務委員に復学した年度の4月のガイダンスで申し出ること（ドイツ文学専修の学生で秋学期に復学した場合は、復学後速やかに所属専修の教務委員に申し出ること）。なお、派遣留学生・認定校留学生で「卒業論文（制作）・卒業論文（制作）指導演習」の履修を希望する者は、池袋キャンパス教務事務センターに相談すること。また、履修要項（冊子）に掲載のⅢ-2 4)「派遣留学生・認定校留学生の履修」も確認すること。

所属学科・専修以外で執筆・作成する場合

(4) 所属学科・専修以外で卒業論文（制作）を執筆・作成する場合は、履修前年度において次のような履修の手続きをとる必要がある。

- ① **説明会**： 9月下旬または10月上旬に説明相談会を開くので、希望者は出席すること。
- ② **研究計画書**： あらかじめ研究内容に関して執筆・作成を希望する学科・専修の学科長・専修主任の承諾を得たうえで、研究計画書を提出する。

提出期間：10月中旬～下旬 上記①の説明会にて詳細を指示する。

提出先：池袋キャンパス教務事務センターレポートBOX

- ③ **審査レポート**：1月末に提出する「審査レポート」（12,000字以上〔文末に文字数を明記のこと〕）によって、卒業論文（制作）の執筆・作成の可否を決定する。

提出期間：1月中旬～下旬 上記①の説明会にて詳細を指示する。

提出先：池袋キャンパス教務事務センターレポートBOX

- ④ **結果発表**：審査結果を3月下旬に文学部掲示板に発表する（「その他登録」として履修登録される）。

文学部のすべての学生は、(2)の手続きをとると同時に(4)の手続きをとることができる。なお、文学科文芸・思想専修の学生および史学科の学生は1月に(2)の手続きをとるとともに、(4)③を提出することができる。ただし、所属学科・専修の卒業論文（制作）と所属学科・専修以外の卒業論文（制作）を同時に履修することはできない。審査レポートによって卒業論文（制作）の執筆・作成が可能となった場合は所属学科・専修以外の「卒業論文（制作）・卒業論文（制作）指導演習」が登録され、否となった場合は所属学科・専修の「卒業論文（制作）・卒業論文（制作）指導演習」が登録される。

☞提出については、履修要項（冊子）およびR Guideの「提出期間・提出場所」を確認すること。